

◆ 船員保険制度改正の概要◇

船員保険制度が大きく変わります。新しい船員保険制度は、健康保険相当部分（職務外疾病部門）と船員労働の特性に応じた独自給付を行う制度として、来年1月よりスタートします。

新制度は、新たな保険者として、全国健康保険協会が運営します。

1. 新しい船員保険制度の概要

○ 現行の船員保険制度は、職務外疾病部門（健康保険相当部分）、職務上疾病・年金部門（労災保険相当部分＋独自給付）及び失業部門（雇用保険相当部分）の三部門を有する総合保険として運営されていますが、制度改正に伴い、平成22年1月からは、職務上疾病・年金部門及び失業部門は、それぞれ、労災保険制度及び雇用保険制度に統合されるため、新船員保険制度は、職務外疾病部門と、ILO条約や船員法に基づく独自給付を給付する制度として、新たにスタートすることになります。

○ 新船員保険制度から給付される独自給付としては、例えば次のような給付があります。

（労災保険制度には趣旨の給付がないもの）

（例えば）

① 下船後の療養補償

雇入契約存続中に職務外の事由による傷病を負った場合、下船後3月以内において船舶所有者の療養補償として給付されます。

② 行方不明手当金

職務上の事由により1月以上行方不明になったとき、3月を限度に行方不明期間中支給されます。

③ 休業手当金

1日目～3日目

（労災保険制度に同趣旨の給付があるが水準が同制度の給付を上回るもの）

（例えば）

① 休業手当金

4日目～4月目、1年6月以降につき、労災保険の給付単価を超える部分が給付されます。

② 障害手当金

労災保険の給付日数を超える部分が給付されます。

2. 制度変更に伴う必要な手続き

制度変更に伴い、各事業所や被保険者の皆様にお問い合わせが必要な手続きとしては、次のようなものがあります。

各事業所の皆様にお問い合わせの手続き

（1）労働保険の成立手続き

① 労災保険制度と雇用保険制度の適用を受けていただくため、各事業所において、「保険関係成立届」を平成22年1月12日（火）まで（成立から10日以内）に所轄の労働基準監督署に提出が必要です。なお、届出用紙は、11月に社会保険事務局等より送付されています。

◆ 船員保険制度改正の概要◇

②また、その年度分の労働保険料を概算保険料として平成22年2月22日（月）まで（成立から50日以内）に申告・納付が必要です。なお、届出用紙は、成立届の事業主控えを返戻する際に交付する予定となっています。

（2）雇用保険の手続き

①船員保険の失業部門については、社会保険庁が保有する船員保険の失業部門の適用データを引き継ぐ形で移行することとなっています。船舶所有者には、平成22年1月中旬以降に、社会保険庁のデータの移管結果を通知し、その内容を確認していただくこととなっていますので、内容確認のうえ、必要な事項を届出し、送付された書類の内容を変更する必要がある場合には、併せて変更事項も提出が必要となります。

なお、施行日（平成22年1月1日）前に、船員保険の適正な届出が行われていない場合には、データ移管が適切に行われず、雇用保険の適用が受けられないなど、船員の方に不利益が生じる場合がありますので、施行日までに適切な届出をする必要があります。

※特別加入

労災保険は、労働者の業務上の事由又は通勤による怪我や病気に対して必要な保険給付を行う制度です。船員である船舶所有者の方々（中小事業主の方、労働者（船員）を雇用していない方）が労災保険制度から給付を受けるためには、別途、特別加入制度に加入していただかなければ、補償は受けられなくなりますのでご注意ください。

被保険者の皆様にお願ひする手続き

被保険者の方個人での手続きは、特にありません。

3. その他留意事項

現在の被保険者証は新しい被保険者証の切り替えまでは有効に利用できます。

22年1月以降、新船員保険制度の被保険者証は、被保険者及び被扶養者お一人1枚のカード形式（プラスチック素材）となる予定です。

新しい被保険者証への切り替えは、平成22年秋頃までに行われる予定ですが、切替えが完了するまでの間は、現在の被保険者証を使用することとなります。

なお、被保険者証の切り替えに関する詳細については、22年1月以降、各事業所に案内が届くこととなっています。

以上